

## 災害時における応急調査業務に関する細目協定

一般社団法人石川県農業開発公社（以下「甲」という。）、財団法人石川県林業公社（以下「乙」という。）、一般社団法人石川県建設コンサルタント協会（以下「丙」という。）、一般社団法人石川県測量設計業協会（以下「丁」という。）及び一般社団法人石川県地質調査業協会（以下「戊」という。）とは、石川県、一般社団法人石川県建設コンサルタント協会、一般社団法人石川県測量設計業協会及び一般社団法人石川県地質調査業協会との間で締結した災害時における応急調査業務に関する基本協定（以下「基本協定」という。）第5条の規程により、甲及び乙が所有若しくは管理する農林業用施設（以下「公共施設」という。）が地震、風水害その他の自然災害若しくは大規模事故により被災し、又は被災するおそれがある場合における調査、測量、設計等の応急調査業務（以下、「応急調査業務」という。）の実施に関し、次のとおり細目に関する協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、応急調査業務の実施に関する細目を定めることにより、災害等における公共施設の被害の拡大、二次災害の防止並びに迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図ることを目的とする。

### （応急調査協力者等）

第2条 この協定に賛同し、応急調査業務を実施できる、丙、丁及び戊の協会員を災害時応急調査業務協力者（以下「協力者」という。）という。

2 丙、丁及び戊は、この協定の締結後、速やかに、協力者の名簿（以下「協力者名簿」という。）を甲及び乙に提出するものとする。

3 丙、丁及び戊は、「協力者名簿」について、その内容に変更が生じたとき又は甲及び乙から特に報告を求められたときは、速やかに、甲及び乙に対し、当該事項について報告するものとする。

### （連絡担当者の設置）

第3条 甲、乙、丙、丁及び戊はあらかじめ 応急調査業務に関する連絡担当者を定め、必要な情報を相互に連絡する。

2 丙、丁及び戊はお互いに調整し、甲及び乙との連絡窓口を一本化する。

3 甲、乙、丙、丁及び戊は、連絡担当者を定めたとき、又は、これを変更したときは速やかにそれぞれの窓口に報告するものとする。

### （応急調査業務の調査者）

第4条 甲及び乙は、応急調査業務が必要な箇所ごとに協力者の能力、体制等について、丙、丁及び戊の意見を聴いた上で、応急調査業務の調査者（以下「調査者」という。）を決定する。

### （応急調査の要請、応諾）

第5条 甲及び乙は、調査者に対し、応急調査業務要請書を交付することにより応急調査を要請する。

2 調査者は、前項の規定による要請を受けたときは、応急調査業務応諾書を甲及び乙に送付することにより出動を応諾する。

3 甲、乙及び調査者は、緊急の必要があるときは、前2項の規程にかかわらず、可能な通信手段を使用することにより、出動の要請及び応諾をすることができる。この場合において、甲、乙及び調査者は、遅滞なく、応急調査業務要請書及び応急調査業務応諾書を交わすものとする。



#### (調査業務の実施)

第6条 調査者は前条第1項の規程による要請があったときは、甲及び乙の指示に従い、速やかに、応急調査業務に着手するものとする。

2 前項の応急調査業務は、公共施設の機能の維持及び回復に係る必要最小限のものとする。

3 調査者は、応急調査業務の実施に当たっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払わなければならない。

4 調査者は、応急調査業務の調査期間中、隨時、当該業務の進捗状況について、甲及び乙に報告しなければならない。



#### (委託契約の締結)

第7条 甲及び乙は、応急調査業務の調査期間中又は当該業務の完成後、速やかに、調査者と当該業務に係る随意契約を締結するものとする。

#### (損害に関する事項)

第8条 応急調査業務の成果物に生じた損害及び当該業務により第三者に与えた損害については、石川県業務委託契約約款（平成23年3月）第27条から29条までの規定を準用する。~~この場合において、石川県業務委託契約約款第29条第4項及び第6項中「100分の1」とあるのは、「1000分の5」と読み替えるものとする。~~

令和5年  
4月1日  
削除

#### (協定の期間)

第9条 この協定の期間は、締結の日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の30日前までに、甲、乙、丙、丁及び戊のいずれからも文書により何らの意思表示がなされないときは、引き続き同一内容で1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

3 丙、丁及び戊は、前項の規定により協定の期間が更新された場合には、第2条第2項に規定する協力者名簿等をその年の4月末日までに甲及び乙に提出するものとする。

#### (疑義の決定)

第10条 この協定について疑義が生じたときは、甲、乙、丙、丁及び戊が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書5通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 石川県金沢市鞍月2丁目1番地  
一般社団法人 石川県農業開発公社  
理 事 長 大 森 信 夫

乙 石川県金沢市鞍月2丁目1番地  
財団法人 石川県林業公社  
理 事 長 大 森 信 夫

丙 石川県金沢市寺町3丁目9-41  
一般社団法人 石川県建設コンサルタント協会  
会 長 新 家 久 司

丁 石川県金沢市示野町西81番地  
一般社団法人 石川県測量設計業協会  
会 長 北 原 良 彦

戊 石川県金沢市示野町西7番地  
一般社団法人 石川県地質調査業協会  
会 長 尾 藏 博